



※以下【③お礼の品申込情報】は、お礼の品を希望する方のみ記載いただく部分です。

ポイントの説明をご確認いただいた上で記載ください。

## 1. ポイントとは

返礼品との交換が可能なポイントのことです。

帯広市では、一定の要件を満たしている寄附者に対して、寄附額に応じたポイントを発行しています。

寄附された方は、保有ポイントの範囲内で、別に提示する返礼品リスト（カタログ）から希望するお礼の品を申込みいただけます。

## 2. 寄附と発行ポイントの関係

帯広市は、以下①～③をすべて満たす場合に、ポイントを発行します。

①帯広市外に居住する個人からの現金による寄附であること。

②1万円以上の寄附であること。

③お礼の品を希望されていること。

なお、ポイント発行は10,000円で10,000ポイント、以降1,000円ごとに1,000ポイントを発行します。

寄附額と発行ポイントとの関係は下表のとおりです。

ポイント換算表		ポイント換算表		ポイント換算表	
寄附額	発行ポイント	寄附額	発行ポイント	寄附額	発行ポイント
10,000円	10,000	19,000円	19,000	70,000円	70,000
11,000円	11,000	20,000円	20,000	80,000円	80,000
12,000円	12,000	30,000円	30,000	90,000円	90,000
13,000円	13,000	40,000円	40,000	100,000円	100,000
14,000円	14,000	50,000円	50,000	110,000円	110,000
⋮	⋮	60,000円	60,000	⋮	⋮

※余ったポイントはインターネット上の寄附申込サイト「ふるさとチョイス」（株式会社トラストバンク運営）でしかお使いいただけませんのでご了承ください。

なお、使用方法等については、別途、委託先である株式会社JTよりご連絡させていただきます。

※お礼の品と必要ポイントについては、カタログでご確認ください。

## 【③お礼の品申込情報】

	申込番号	お礼の品名	数量	ポイント	ポイント小計
①					
②					
③					
④					
⑤					

※取扱中のお礼の品のみ受付可能となります。